

四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例

(四街道市道路占用条例の一部改正)

第1条 四街道市道路占用条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占用ができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用ができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

第7条に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月末満のもの（道路の占用のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く。）についての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を加算した額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円とし、その額が100円以上である場合において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円とし、その額が100円以上である場合において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

4 占用料は、許可の期間における各年度の占用に係る額についてそれぞれの年度の当初に徴収するものとし、最初の年度の占用に係る額については、許可の際に徴収する。第9条中「一に」を「いずれかに」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改め、同条第1号中「第19条の2第3項第1号」を「第19条第3項第1号」に改める。

第10条を次のように改める。

(督促手数料及び延滞金)

第10条 法第73条第2項の規定により督促状を発したときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

3 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納金額につき年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。

第13条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(占用の消滅)」を付する。

第14条に見出しとして「(代執行)」を付する。

別表を次のように改める。

別表（第7条第2項及び第3項）

道路占用料徴収標準表

占用物件	単位	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき 1 年 円 1,000
	第2種電柱	1,500
	第3種電柱	2,100
	第1種電話柱	910
	第2種電話柱	1,400
	第3種電話柱	2,000
	その他の柱類	91
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ 1 メートル につき 1 年 9
	地下に設ける電線その他の線 類	5
	路上に設ける変圧器	1個につき 1 年 890
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年 540
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき 1 年 1,800
	郵便差出箱及び信書便差出箱	760
	広告塔	表示面積 1 平方 メートルにつき 4,600

			1年		
	その他のもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	1,800	
法第 32 条第 1 項 第 2 号に掲げる物 件	外径が 0. 07 メートル未満 のもの		長さ 1 メートル につき 1 年	38	
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの			54	
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの			81	
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの			100	
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの			160	
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの			210	
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの			380	
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの			540	
	外径が 1 メートル以上のもの			1,000	
法第 32 条第 1 項 第 3 号に掲げる施 設	自動運行 補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規 定する 自動運 行装置 によ る 検知の 対象と して設 置する 導線そ の他の	地下に 設ける もの その他 のもの	長さ 1 メートル につき 1 年	5 18

	線類			
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき 年	1,400	
その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	910	
	地下に設けるもの		540	
その他のもの			1,800	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	1,800	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路		2,300	
	地下に設ける通路		1,300	
	その他のもの		1,800	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 日	46
	その他のもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	460
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 月	460
		その他のもの	表示面積 1 平方	4,600

		メートルにつき 1年	
標識		1本につき 1 年	1,400
旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本につき 1 日	46
	その他のもの	1本につき 1 月	460
幕（道路 法施行令 第7条第 4号に掲 げる工事 用施設で あるもの を除く。）	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積 1平方 メートルにつき 1日	46
	その他のもの	その面積 1平方 メートルにつき 1月	460
アーチ	車道を横断する もの	1基につき 1 月	4,600
	その他のもの		2,300
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1平方 メートルにつき 1年	1,800
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設		占用面積 1平方 メートルにつき 1年	Aに 0.031 を乗じて得 た額
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方 メートルにつき 1月	460
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設		占用面積 1平方 メートルにつき 1月	180
道路法施行令第7 条第8号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路 の路面下（当該路面下の地下	占用面積 1平方 メートルにつき Aに 0.009 を乗じて得	

施設	を除く。) に設けるもの		1年	た額 Aに 0.017 を乗じて得 た額		
	上空に設けるもの					
	地下（ト ンネルの 上の地下 を除く。) に設ける もの	階数が 1 のもの				
		階数が 2 のもの				
		階数が 3 以上の もの				
	その他のもの					
道路法施行令第 7 条第 9 号に掲げる 施設	建築物		占用面積 1 平方 メートルにつき 1年	Aに 0.012 を乗じて得 た額		
	その他のもの					
道路法施行令第 7 条第 10 号に掲げ る施設及び自動車 駐車場	建築物		占用面積 1 平方 メートルにつき 1年	Aに 0.022 を乗じて得 た額		
	その他のもの					
道路法施行令第 7 条第 11 号に掲げ る応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1年	Aに 0.012 を乗じて得 た額		
	上空に設けるもの					
	その他のもの		Aに 0.031	Aに 0.022 を乗じて得 た額		

			を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.025	を乗じて得た額
道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.012 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて得た額
道路法施行令第7条第14号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.031	を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を考慮して算定した額とする。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを1平方メートル又は1メートルとして切り上げて計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

(四街道市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 四街道市準用河川管理条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表に定める流水占用料又は」を「別表第1に定める流水占用料又は別表第2に定める」に改め、同条に次の2項を加える。

2 土地占用料の額は、別表第2占用料の欄に定める金額に、法第24条の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。

3 占用料は、許可の期間における各年度の占用に係る額についてそれぞれの年度の当初に徴収するものとし、最初の年度の占用に係る額については、許可の際に徴収する。

第5条中「土地占用料を」の次に「減額し、又は」を加える。

別表を次のように改める。

別表第1（第4条第1項）

流水占用料

区分	単位	占用料
鉱工業の用に供するもの	毎秒1リットル につき 1年	円 5,030
その他の用に供するもの		30

備考

- 1 1件の占用許可に係る各年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合は、占用料の額を100円とする。
- 2 占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月

割りをもって計算し、1月末満であるとき又はその期間に1月末満の端数があるときは1月として計算するものとする。

3 占用の水量が1リットル未満であるとき又はその水量に1リットル未満の端数があるときは、1リットルとして計算するものとする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条第1項及び第2項）

土地占用料

区分		単位	占用料
工作物を設置する場合	第1種電柱	1本につき 1年	円 1,000
	第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,100
	第1種電話柱		910
	第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		2,000
	その他の柱類		91
鉄塔		占用面積1平方 メートルにつき 1年	600
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル につき 1年	9
水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブルその他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの		38
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		54
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		81
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100
	外径が0.2メートル		160

	トル以上0.3メートル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	210	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	380	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	540	
	外径が1メートル以上のもの	1,000	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,800
工作物を設置しない場合	運動場、広場その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	16
	工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき 1月	210
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	160

備考

- 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものををいい、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものを

いうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 5 占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを1平方メートル又は1メートルとして切り上げて計算するものとする。

(四街道市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 四街道市法定外公共物管理条例（平成14年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第1項」を「前条第1項」に改める。

第10条を次のように改める。

(占用料の額)

第10条 前条第1項の規定による占用料の額については、四街道市道路占用条例（昭和38年条例第26号）第7条第2項及び第3項並びに別表の規定を準用する。ただし、水路に係る占用料の額については、四街道市準用河川管理条例（平成12年条例第4号）別表第1の規定を準用する。

第12条第2項中「第1項」を「前項第6号」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第13条第1項中「第8条第1項の許可を受けた者」の次に「（水路に係る許可を受けた者を除く。）」を加え、同条第2項中「（昭和38年条例第26号）第10条ただし書」を「第10条」に改める。

第17条中「第18条第2項」を「次条第2項」に改める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中四街道市道路占用条例第9条、第13条及び第14条の改正規定、第2条中四街道市準用河川管理条例第5条の改正規定並びに第3条中四街道市法定外公共物管理条例第9条、第12条及び第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

(四街道市道路占用条例の一部改正に伴う令和8年度から令和11年度までの各年度における占用料の額の特例)

2 第1条の規定による改正後の四街道市道路占用条例別表占用料の欄に掲げる額にかかわらず、次の表の占用物件の欄に掲げる占用物件に係る令和8年度から令和11年度までの間における占用料については、それぞれ同表占用料の欄に掲げる額により算出する。

占用物件	単価	占用料			
		令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 960	円 970	円 980
	第2種電柱		1,060	1,170	1,280
	第3種電柱		1,180	1,410	1,640
	第1種電話柱		942	934	926
	第2種電話柱		1,040	1,130	1,220
	第3種電話柱		1,160	1,370	1,580
	その他の柱類		1,460	1,120	780
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	44	35	27	18
		43	34	25	15
路上に設ける変圧器	1個につき1年	818	836	854	872
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	748	696	644	592
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	1,200	1,400	1,600
		408	496	584	672
広告塔	表示面積1平	3,720	3,940	4,160	4,380

		方メートルにつき 1年				
	その他もの	占用面積 1 平方メートルにつき 1年	1,000	1,200	1,400	1,600
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が 0. 07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	112	94	76	58
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		115	100	85	70
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの		120	110	100	90
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		124	118	112	106
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		304	268	232	196
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		314	288	262	236
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		572	524	476	428
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル		604	588	572	556

		ル未満のもの					
		外径が 1 メートル 以上のもの		904	928	952	976
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下 街及 び地 下室	階数が 1 の もの	占用面 積 1 平 方メー トルに つき	A に 0.004 を乗じ て得た 額	A に 0.004 を乗じ て得た 額	A に 0.004 を乗じ て得た 額	A に 0.004 を乗じ て得た 額
		階数が 2 の もの	1年	A に 0.006 を乗じ て得た 額	A に 0.006 を乗じ て得た 額	A に 0.006 を乗じ て得た 額	A に 0.006 を乗じ て得た 額
		階数が 3 以 上のもの		A に 0.007 を乗じ て得た 額	A に 0.007 を乗じ て得た 額	A に 0.007 を乗じ て得た 額	A に 0.007 を乗じ て得た 額
		上空に設ける通路		652	1,064	1,476	1,888
		地下に設ける通路		452	664	876	1,088
		その他もの		1,800	1,800	1,800	1,800
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 日		58	55	52	49
	その他もの	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月		572	544	516	488
道路法施行 令（昭和	看板 (ア)	一時的に設 けるもの	表示面 積 1 平	140	220	300	380

27年政令 第479号) 第7条 第1号に掲 げる物件	一チ であるも のを除く 。)	方メー トルに つき 1月				
		その他のも の	表示面 積1平 方メー トルに つき 1年	1,488	2,266	3,044
標識		1本に つき 1年	792	944	1,096	1,248
旗ざ お	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本に つき 1日	39	41	43	45
	その他のも の	1本に つき 1月	380	400	420	440
幕(道 路法 施行令 第7条 第4号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面 積1平 方メー トルに つき 1日	39	41	43	45
	その他のも の	その面 積1平 方メー トルに つき 1月	380	400	420	440

を除く。)						
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	4,440 2,140	4,480 2,180	4,520 2,220
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき 1月	324	358	392	426
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき 1月	84	108	132	156

(四街道市準用河川管理条例の一部改正に伴う令和8年度から令和11年度までの各年度における占用料の額の特例)

3 第2条の規定による改正後の四街道市準用河川管理条例別表第1 占用料の欄及び別表第2 占用料の欄に掲げる額にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる用途又は占用物件に係る令和8年度から令和11年度までの間における占用料については、それぞれ同表の占用料の欄に掲げる額により算出する。

(1) 流水占用料

区分	単価	占用料			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
鉱工業の用に供するもの	毎秒1リットルにつき1年	円 3,000	円 3,500	円 4,000	円 4,500
その他の用に供するもの		206	162	118	74

(2) 土地占用料

区分	単価	占用料

			令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
工作物を 設置する 場合	第 1 種電柱	1本に つき 1年	円 960	円 970	円 980	円 990	
	第 2 種電柱		1,060	1,170	1,280	1,390	
	第 3 種電柱		1,180	1,410	1,640	1,870	
	第 1 種電話柱		942	934	926	918	
	第 2 種電話柱		1,040	1,130	1,220	1,310	
	第 3 種電話柱		1,160	1,370	1,580	1,790	
	その他の柱類		1,460	1,120	780	440	
工作物を 設置する 場合	鉄塔	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1年	824	768	712	656	
	共架電線その他上 空に設ける線類		長さ 1 メート ルにつ き 1 年	44	35	27	18
	水道管、下 水道管、ガ ス管、		160	130	100	70	
	地下ケ ーブル その他 これら に類す るもの		162	135	108	81	
	外 径 が 0.07 メートル 未満のも の		169	147	125	103	
	外 径 が 0.1メ ートル以上 0.15 メートル						

	未満のも の			
	外 径 が 0. 15 メートル 以 上 0. 2メ ートル未 満のもの	172	154	136
	外 径 が 0. 2メ ートル以 上0. 3 メートル 未満のも の	184	178	172
	外 径 が 0. 3メ ートル以 上0. 4 メートル 未満のも の	362	324	286
	外 径 が 0. 4メ ートル以 上0. 7 メートル 未満のも の	394	392	388
	外 径 が 0. 7メ ートル以 上1メー トル未満	428	456	484
				512

	のもの				
	外径が 1 メートル 以上のも の		520	640	760
	その他のもの	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	1,800	1,800	1,800

(四街道市法定外公共物管理条例の一部改正に伴う令和 8 年度から令和 11 年度までの各年度における占用料の額の特例)

- 4 第 3 条の規定による改正後の四街道市法定外公共物管理条例第 10 条において準用する四街道市道路占用条例別表占用料の欄に掲げる額及び四街道市準用河川管理条例別表第 1 占用料の欄に掲げる額にかかわらず、附則第 2 項の表の占用物件の欄に掲げる占用物件又は前項の表 ((1)流水占用料の項に限る。) の区分の欄に掲げる用途に係る令和 8 年度から令和 11 年度までの間における占用料については、それぞれ同表の占用料の欄に掲げる額により算出する。